

登記手続案内は「予約制」です。

(予約先電話番号は、末尾をご覧ください。)

手続案内コーナーをご利用のお客様へ 【ご理解・ご協力をお願いします。】

- 手続案内コーナーにおいては、登記申請手続に関する一般事項についてご案内します。不動産登記、会社・法人登記に関する法律的判断を伴う相談は、お受けすることができません。
- 1回のご利用時間は、20分以内です。
- 不動産（土地や建物）については、登記申請書類を作成する前提として、登記申請の対象となる不動産の現在の登記記録を確認する必要がありますので、ご利用の前に証明書等請求窓口において、「登記事項証明書（全部事項）」（1通の手数料600円）の取得をお勧めします。
会社・法人については、「定款」をご持参の上、「登記事項証明書（履歴事項全部）」（1通の手数料600円）の取得をお勧めします。
- 手続案内の担当者が登記申請書類の作成方法等に関する一般事項について説明をしますので、登記申請書類の作成は、お客様において作成をお願いします。
なお、手続案内コーナーでの作成はご遠慮ください。
- 手続案内コーナーでは、登記申請書類の審査を行うことはできません。
審査は、受付窓口において受付後、登記完了予定日（受付窓口に掲示）までの間に審査担当者が行います。
なお、審査の結果、訂正箇所や不足する書類がある場合は、後日、審査担当者から、お客様に電話連絡します。
- 「登記申請書の記載例及び各様式」については、法務局のホームページにも掲載していますのでご利用ください。

〈専門家に登記申請手続を依頼される場合の連絡先〉
香川県司法書士会 087-821-5701
香川県土地家屋調査士会 087-821-1836

予約先電話番号 〔高松法務局〕

【注意】会社・法人の登記手續のご案内は、本局に限ります。

○本 局 087-821-2103
【登記手續案内日】月曜日から金曜日（週5日）

○丸 亀 支 局 0877-23-0229
【登記手續案内日】火曜日から金曜日（週4日）

○観音寺支局 0875-25-4528
【登記手續案内日】火曜日・木曜日（週2日）

○寒川出張所 0879-43-4803
【登記手續案内日】火曜日・木曜日（週2日）